

基幹統計調査の承認の状況

(令和 7 年 6 月分)

令和 7 年 7 月 22 日
総務省政策統括官(統計制度担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
農林業センサス	農林水産大臣	令和六年能登半島地震等の影響を踏まえ、石川県一部地域（6市町）において実施する農林業経営体調査（令和7年2月1日現在）について、以下のとおり、調査計画を変更 ① 調査の実施時期の変更 6市町のうち、調査時期が未定であった輪島市、珠洲市及び能登町について、令和7年5月から9月にかけて調査を実施 ② 調査方法の変更 6市町のうち、七尾市、志賀町及び穴水町（郵送及び電話による方法で実施中）については、オンライン回答を再開するとともに、調査員による方法を追加 輪島市、珠洲市及び能登町については、郵送、電話、オンライン及び調査員による方法で実施 ③ 公表時期の変更 6市町のうち、輪島市、珠洲市及び能登町については、確報に相当する詳細のみを、令和8年3月以降に公表	R7.6.23

（注）本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。